

## 飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業

エネルギー価格高騰の影響を受けている飲食・商業・サービス業等を営む中小企業に対して、エネルギーコスト削減を図るための取組の経費の一部を補助することにより、中小企業等の経営を支援することを目的とする。

公 募 期 間	
令和5年1月31日（火）～9月30日（土）	
1次締切 3月31日（金）	2次締切 5月31日（水）
3次締切 7月31日（月）	4次締切 9月30日（土）

### 【補助事業の対象者】

（1）飲食・商業・サービス業等※注2を現に営む事業者であること
（2）エネルギー価格高騰の影響を受けていること。
（3）令和4年度 第1回 飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業の補助金を活用していないこと。
（4）みなし大企業でないこと
（5）島根県税の滞納がないこと
（6）応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会勢力との関係を有しないものであること

### 【補助事業の要件】

（1）エネルギーコスト（光熱費等）を削減するための、省エネルギー・省電力に資する設備等の更新、機器等の導入であること ※飲食・商業・サービス業等にかかるものに限りす
（2）公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと
（3）補助事業が、国又は県の他の補助金等を活用する事業でないこと
（4）補助事業について、商工会議所、商工会、島根県中小企業団体中央会又は公益財団法人しまね産業振興財団（以下「支援機関」という。）による支援体制が整っていること

補助対象経費	補助率及び補助限度額	補助対象期間
省エネルギー・省電力に資する設備更新費、機器導入費	補助対象経費の1/2以内 (コロナ融資を利用している場合は2/3以内)	交付決定日から令和6年2月28日

### 【対象となる設備・機器の具体例】

既存設備に比べ高効率で、エネルギーコスト（電気代、ガス代、重油代、軽油代、灯油代など）を削減できる設備・機器の更新および導入（付帯工事等）が対象となります。

- ・「冷蔵庫・冷凍庫」が古く電力消費量が多いので、最新の「冷蔵庫・冷凍庫」に更新し電気料金を削減する。
- ・空調設備、乾燥機、熱源機器、LED照明機器（ユニット）※、重機なども同様です。

※LED照明機器（ユニット）の更新・導入を予定する際の注意点

蛍光灯等からLED照明への更新や導入を行う際に、1個・1か所などでは、電気料金の削減効果が非常に低いうえ、単価が10万円（税抜）未満となり補助対象外となる可能性があります。

事務室一式、店舗一式など取り組み自体が、電気料金の削減効果が見込まれる規模を十分満たしている必要があります。

公募要領等の詳細については、島根県商工会連合会ホームページをご覧ください。

飲食

商業

サービス業

売上回復・  
収益確保のための  
「新たな取組」を  
支援します。

# 新事業展開 支援事業



## 対象事業者

原油価格・物価高騰の影響を受けている島根県内に主たる事業所または工場を有する飲食・商業・サービス業を現に営む事業者

## 対象事業

- ①原油価格・物価高騰により減少した売上の回復や収益の確保を図る新たな取組（新規事業、新商品、新サービスの展開）
- ②3年以内に①の設備投資による年間売上が当該投資額以上となる取組

## 補助率・ 補助限度額

補助率

**補助対象経費の1/2以内**

(新型コロナウイルス感染症関連融資の残高がある場合は2/3以内)

補助金額

**40万円～200万円** ※下限要件あり

## 補助対象経費

補助対象事業(上記)に必要な設備および関連備品の導入費用、施設の改修費用

【例】新商品・新サービスの開発または提供に必要な機器設備や店舗改修工事 など  
※どのような取組が対象となるか、詳しくはお近くの支援機関にご相談ください。

## 補助対象 期間

交付決定日から  
令和6年1月31日まで

## 公募 期間

令和5年4月28日～8月31日

1次締切

6月30日

2次締切

8月31日

※採択状況によっては、1次締切で公募を終了する場合があります。

お問い合わせ  
ご相談先

所属または最寄りの商工会  
島根県商工会連合会 経営支援課

詳しくはホームページの公募要領をご確認ください

☎0852-61-6161

島根県商工会連合会

検索



賃金の引上げを行うことを目指し、誰もがいきいきと働き続けられる職場づくりに向けた企業の取組を支援します！

NEW

# いきいき職場づくり支援補助金

## 賃金アップ支援枠

対象事業者

県内中小企業等で以下(ア)(イ)の条件を満たすこと

(ア)「しまねいきいき職場宣言」宣言企業

(イ)事業所内最低賃金が1,000円以下で、その最低賃金を33円以上引上げること

(「業務改善助成金※厚生労働省(島根労働局)所管」の助成対象外であることが前提)

「多様な人材の活躍を目的とした支援パッケージ補助金」「いきいき職場づくり支援補助金(一般枠・新型コロナウイルス感染症対応枠)」を既に利用いただいている場合でも利用できます!

- 賃金の引上げは、令和4年4月1日までさかのぼることができます
- 事業所ごとに申請できます

補助上限額

120万円(①と②の2つの事業の合計)

補助率

【ソフトの場合】 2/3

【ハードの場合】 1/2

受付期間

令和4年12月16日～令和6年1月15日まで

対象期間

交付決定日から令和6年2月14日まで

随時受付

対象経費

働く人にとって魅力ある職場環境の整備を促進することを目的とした労働能率の向上や業務改善、業務負担の軽減に資する取組の経費を補助

### ① ソフト事業

講師の謝金・旅費(OJTの派遣料含む)、会場使用料、教材費、研修参加費、印刷製本費、消耗品費、委託料

こんなことに活用できます

- ☑労働能率向上や5S推進のための研修費
- ☑専門家のOJTによる社員育成
- ☑社内ルールや福利厚生をまとめた冊子等を作成等

### ② ハード事業

設備・機器等の導入・更新費

こんなことに活用できます

- ☑勤怠管理システムやグループウェアの導入、ペーパーレス化などの業務効率化
- ☑テレワーク導入のための制度・環境を整備
- ☑作業動線の効率化などの環境整備
- ☑POSレジシステム・セルフオーダーシステム導入による業務効率化等

# 「しまねいきいき職場宣言」とは



しまね働き方改革宣言(※)に沿って、各社それぞれの立場から、誰もがいきいきと働き続けられる職場づくりに向けた取組の宣言を行い、県に申請・登録する制度です。

宣言企業には県が宣言書を交付するほか、県ホームページに掲載して周知します。

## (※) しまね働き方改革宣言

### 宣言①

**ほどよく休み、しっかり仕事、すっきり帰宅!**

～人材の確保、定着、生産性の向上を図りましょう～

### 宣言②

**「仕事と生活の調和」を企業の魅力に!**

～子育て・介護等と仕事の両立を可能にしましょう～

### 宣言③

**みんな元気に生涯現役!**

～多様な技術・経験を有する高齢者の方も幅広く活躍しましょう～

### 宣言④

**誰もがいきいき活躍できる職場に!**

～誰もが希望や能力を活かして活躍しましょう～

### 宣言⑤

**職場に実情を語り合う場をつくろう!**

～働き方改革に向けて、職場での話し合いの機会をつくりましょう～



●「しまね働き方改革宣言」は、平成29年に島根県、島根労働局、経済団体などからなる働き方改革推進会議で採択されました。

### 申請方法

島根県ホームページから宣言申請書をダウンロードして、メールにて提出してください。

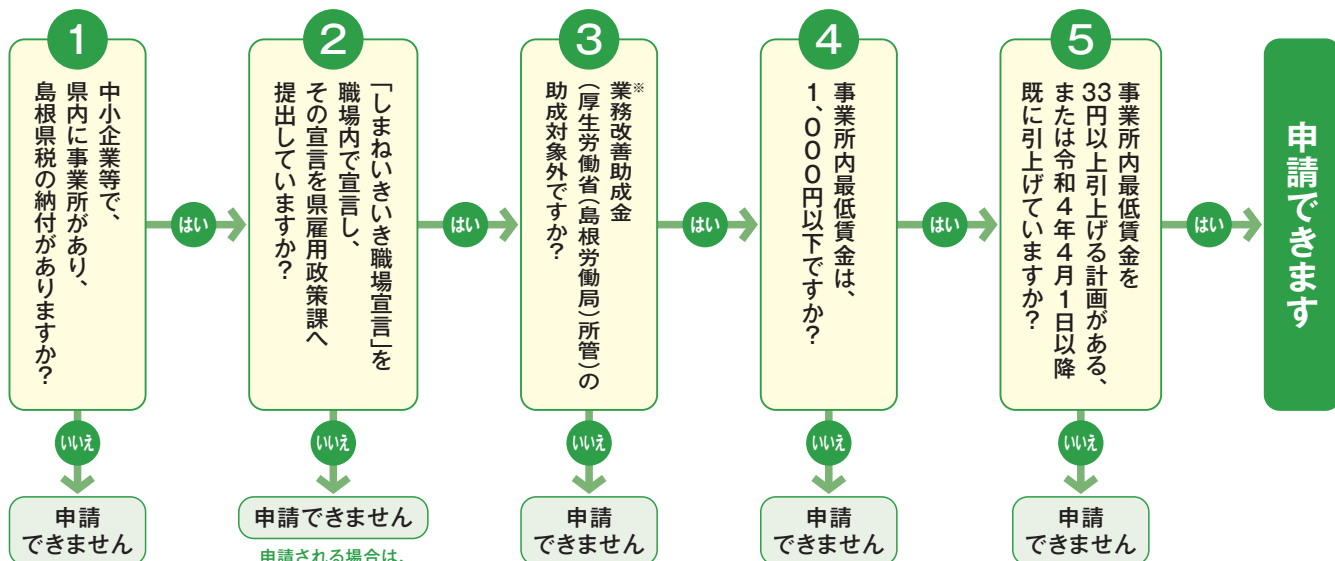


### 提出先

島根県商工労働部雇用政策課  
☎ 0852-22-5309  
✉ tayo-shugyo@pref.shimane.lg.jp

### 補助金申請確認フロー図

補助対象事業者に該当するか、右のフロー図によりご確認の上、補助金の申請をお願いします。



※業務改善助成金対象者

- ① 令和4年 4月1日から令和4年10月 4日まで / ●事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内(824~854円) ●事業場規模100人以下
- ② 令和4年10月5日から令和4年12月11日まで / ●事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内(857~887円) ●事業場規模100人以下
- ③ 令和4年12月12日以降 / ●事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内(857~887円) ●事業場規模の要件なし

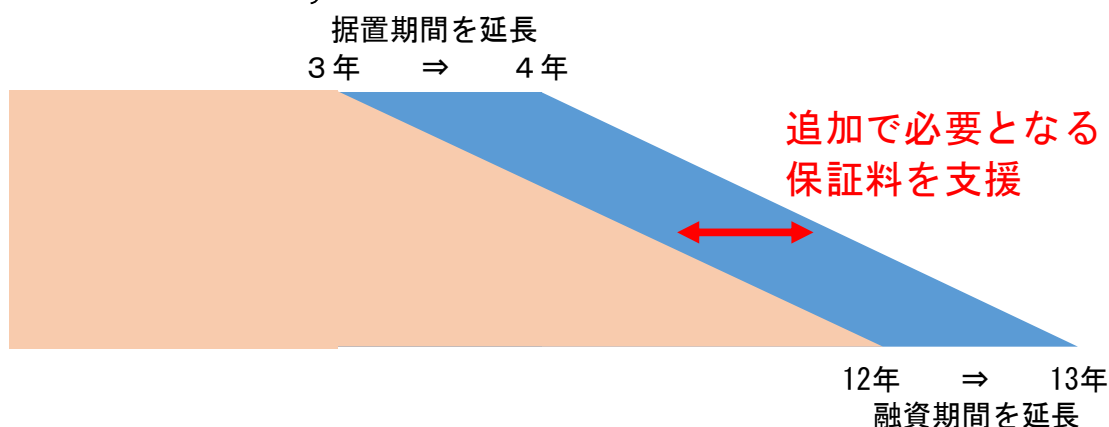
# ゼロゼロ融資の条件変更支援

ゼロゼロ融資※<sub>1</sub>の返済計画の見直しをしやすくし、事業継続に必要な手許資金の確保を支援します。

借入当初から

据置期間4年以内、融資期間13年以内の範囲内で  
条件変更※<sub>2</sub>する場合、追加で必要となる保証料を支援※<sub>3</sub>

[ 条件変更のイメージ ]



取扱期間：

令和5年12月末条件変更実行分まで

- ※<sub>1</sub> ゼロゼロ融資…令和2年度新型コロナウイルス対応資金（国補助制度、県単独制度）
- ※<sub>2</sub> 条件変更 …返済計画の見直し。借入金融機関と信用保証協会による審査が必要です。
- ※<sub>3</sub> 保証料支援の方法
  - ・国補助制度…条件変更に伴い追加で支払った保証料を中小企業者等に県から補助
  - ・県単独制度…条件変更に伴い追加で必要となる保証料を中小企業者等に代わり県が支払

ご相談・お問合せ先

ゼロゼロ融資を借入の取引金融機関、島根県信用保証協会

島根県商工労働部中小企業課金融係

TEL0852-22-5882 ホームページアドレス <https://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>